

## 杉並区立コミュニティふらっと受付案内等業務公募型プロポーザル 質問・回答

令和5年7月12日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

項番	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 3ページ	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）は、1事業者どの程度の所要時間となりますか？ プレゼンテーションの所要時間の指定はありますか？	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）は1事業者当たり全体で35分を予定しております。また、そのうち事業者によるプレゼンテーションの時間は5分です。
2	実施要領 10～11ページ	コミュニティふらっと方南のバルコニーは、活用可能でしょうか？ ・多世代交流イベントでの活用など ・自主事業運営 ミニ庭園でプランターを使って草花などの育成など	バルコニーについて、プランター等を置いていただくことは可能ですが、安全面、近隣住居への影響等を勘案し、一般利用者が立ち入ることは想定していないため、多世代交流イベント等で利用することはできません。なお、プランター等を置いた際の管理や落下防止措置などは、事業者の方に行っていただくこととなります。
3	実施要領 10～11ページ	コミュニティふらっと方南について、受託事業者用として使用してよい倉庫はありますか？	専用の倉庫はありませんが、事業者所有の物品（施設の運営、自主事業、多世代交流イベント等の実施に必要なものに限る）の保管については、基本的に施設内のどの倉庫を使用しても問題ありません。ただし、利用者が立ち入り可能な倉庫もあるため、当該倉庫には個人情報などの機密情報は保管できません。
4	実施要領 13ページ	3運営体制（3） 「業務責任者及び副業務責任者のうち、いずれか1名が勤務するローテーションを組むように努めること」とありますが、必須となりますか？もしくは、努力義務でしょうか？	有事の際に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整えるため、急な欠勤等、やむを得ない場合を除き、業務責任者か副業務責任者いずれか1名は勤務するようにしてください。
5	実施要領 17ページ	受託者が用意する事務用インターネット環境についてですが、通信事業者及びプロバイダーの指定はありますか？ また、館内の配線工事を実施することは可能でしょうか？	通信事業者及びプロバイダーの指定はありませんが、施設の躯体に手を加えるような配線工事はできません。機器を設置する、ケーブルを床・壁に這わせるなど、簡易的な作業は可能です。 なお、受託期間終了後は、原状復旧をしていただきます。

項番	質問項目	質問内容	回答
6	実施要領 19ページ	<p>応募書類一覧のⅡのNo. 4          現在までの自治体等における類似業務等の実績に、類似施設を引き続き1年以上行ったことがわかる書類（契約書の写し等）とありますが、現在受託中のものだけでよいのでしょうか？もしくは、過去の分も添付するのでしょうか？          また、契約書の写しは、全ページが必要か、もしくは契約件名・自治体名がわかる1ページだけでよいのでしょうか？</p>	<p>現在受託中の事業を引き続き1年以上行っている場合には、当該事業に関する書類のみで問題ありません。仮に現在受託中の事業を引き続き1年以上行っていない場合には、過去の事業のうち引き続き1年以上行った事業に関する書類を提出してください。          契約書の写しについては、施設名、自治体名、主な業務内容、業務を行った期間を確認できるページを添付してください。</p>
7	実施要領 21ページ	<p>様式3 自主運営事業について          自主運営事業の事業内容についての制約はありますか？          また、参加費を徴収する際、1回あたりの金額の上限の制約はありますか？</p>	<p>事業内容に制約はありませんが、区が設置する施設で実施する事業であることを踏まえたうえで、多世代交流や各世代の利用を促進する内容としてください。また、参加費の上限はありませんが、民間の同種の事業と比較して適正に設定してください。</p>
8	実施要領 19ページ	<p>提出書類No15についてですが、算定基礎届は年金事務所推奨の電子申請を行っているため、現存していません。申請の結果となる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定決定通知書」でよろしいでしょうか？          また、総括表は令和3年4月1日以降の提出分については、不用となっているため、現存していません。賞与不支給報告書も該当者がいないため、現存していません。その場合、提出は不要と考えていいのでしょうか？          No. 15の提出書類について、必要書類の明示をお願いいたします。</p>	<p>「算定基礎届」の写しが提出できない場合は、代替として以下の書類を提出してください。          ○No.12にて対象とした職員の算定基礎届対象月（令和4年4・5・6月支給）の賃金台帳          ※有期雇用職員が令和4年6月1日以降入社の場合には、入社後3か月の賃金台帳          ○標準報酬決定通知書（有期雇用職員、無期雇用職員の区別がつくように補記すること。）          ※有期雇用職員が令和4年6月1日以降入社の場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」          なお、「賞与不支給報告書」については、提出書類として求めておりませんので、提出は不要です。</p>